

新型コロナウイルス感染症への対応方針について ふれあいセンター等の利用のお知らせ

(令和3年2月4日更新)

国の緊急事態宣言延長をうけ、引き続き、ふれあいセンター等の新規の受付を停止させていただきます。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

◆対象施設：ふれあいセンター
ふれあい作業所
ゲートボール場
多目的グラウンド

◆期間：緊急事態宣言が解除されるまで

《お問い合わせ先》

子ども家庭課

電話：0584-27-0176